

年金にも税金が掛かる 場合があります

定申告が必要です。

ご存じですか？

年金にも税金が掛かる場合があることをご存じですか？

厚生年金、船員保険および国民年金の老齢年金や通算老齢年金などは、所得税法の規定により給与とみなされ、所得税が掛かる場合があります。

所得税法には、いろいろな控除がありますが、この控除総額を超えると課税対象となります。

そこで、いくらから課税対象となるかを下の表で見てください。

所得税は、実際には、年金が支給されるときに引かれていきます。対象者は年間支給年金額が六十万円以上（六十五歳以上の方は九十万円以上）の方です。そのうち、年金を主たる給与として扶養控除申告書を社会保険庁に提出している人については、その年の最後の年金支払期に年末調整を行い、税額の過不足分を調整します。また、年金

の他に所得のある方や扶養控除申告書を提出していない方は確

諸 控 除	配偶者がいない場合		配偶者がいる場合	
	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上
老令者年金特別控除	—	78万円	—	78万円
給与所得控除(最低額)	50万円	50万円	50万円	50万円
老年者控除	—	23万円	—	23万円
基礎控除	29万円	29万円	29万円	29万円
配偶者控除	—	—	29万円	29万円
合 計	79万円	180万円	108万円	209万円

20歳と選挙権

—政治に参加する道を大切に—

二十歳になると生ずる権利の一つに、選挙権があります。わたしたちは選挙権を行使することによって、国の政治をはじめ都道府県や市区町村の地方政治に参加することになるのです。

しかし、実際に投票するには、市区町村の選挙管理委員会が作成する「選挙人名簿」に登録されていないければなりません。

市区町村の選挙管理委員会は、その市区町村に住所があり、かつ三カ月以上住民基本台帳に登録されている者の中から、満二十歳以上になった者を、毎年九月（選挙があれば選挙の直前）に選挙人名簿に登録します。

一度名簿に登録されると、住所を移転しない限り永久に登録されています。引越など住所を変えた場合には、必ず住民票の移動

届を出してください。そのままにしておくと、選挙権の行使ができなくなってしまうます。

あなたに与えられた、貴重な権利、選挙権を有効に使うためには、まず棄権をしないことです。

候補者のことを知る手がかりには、街角に掲示されるポスターのほか、次のようなものがあります。

- ◎選挙公報……各戸ごとに配布されますが、新聞などに折り込まれて配布される場合もあります。
- ◎街頭演説……人の多く集まる所で行われます。
- ◎個人演説会……ポスターなどで場所や日時が知らされます。
- ◎立合演説会……ポスターなどで場所や日時が知らされます。
- ◎政見・経歴放送……テレビやラジオで放送されます。

税のひろば それを早く

大家「どうしました熊さん、ニコニコして何かいいことが

あった。だけど熊さん、すぐ税務署へ相談にいった方がいいですよ。

何でも、人から財産をもたらしたら贈与税がかかって、会社からもらったときは、

夫婦の間で居住用不動産の贈与があったときは、最高一、〇〇〇万円までの配偶者控除があるんですね。この控除を受けるには、①夫婦が結婚してから20年以上たっていること、②居住用の土地家屋（購入資金）の贈与であること、③贈与